

・ 異動報告

異動報告は、売買契約が成立した日ではありませんのでご注意願います。実際に、飼養施設に転入、転出した日を報告願います。

異動内容	異 動 内 容 の 定 義	事 実 の 発 生 事 例
転 入	・譲り受け等に伴い飼養を開始 (飼養施設に牛を入れた場合)	購入、導入、引き受け、入牧
転 出	・譲り渡し等に伴い飼養を終了 (飼養施設から牛を出した場合)	売却、出荷、引渡し、下牧
死 亡	・牛が疾病等により死亡	事故死、疾病死、自然死 (と畜は除く。)

あなたの農家コードをご記入願います。
(農家コードを変更することは出来ません。)

異動報告する牛に装着してある耳標の番号(10桁)をご記入願います。

該当する数字を○で囲みます。

転入、転出又は死亡した年月日を記入してください。
(電話応答システムで報告する場合は、該当する数字を○で囲みます。)

農家内整理 No. _____

電話音声応答報告先
TEL : 186-0037-80-1777 (専用ダイヤル)
TEL : 186-0248-48-0594
(上記専用ダイヤルでつながない場合)

異動報告カード

農 家 コー ド	
個 体 識 別 番 号 (10桁必須)	
異 動 内 容 (1つだけ○)	1. 転入 2. 転出 3. 死亡
異 動 年 月 日 (飼養の開始、終了又は死亡年月日)	平成 年 月 日 (電話(音声応答)報告の場合) 0: 当日 1: 1日前 2: 2日前 3: 3日前 4: 4日以前は和暦で報告
譲 受 け 等 又 は 譲 渡 し 等 の 相 手 先 コー ド	※相手先コードを記入して下さい(死亡の場合は、牛の死体の譲渡し等をした時の相手先コードを記入して下さい)。 ※相手先がコードを持っていない場合は、相手先の氏名又は名称及び連絡先(電話番号)を記入して下さい。
連 絡 先	(FAX): _____ ※入力できないものは、FAXでご連絡しております。連絡可能なFAX番号をお知らせ下さい。

※「転入」とは、譲受け等に伴う飼養の開始であり、「転出」とは、譲渡し等に伴う飼養の終了です。
 ※FAXによる報告は、受信してからオペレーターが入力しますので、登録されるまで1週間程度かかります。
 異動後、速やかに報告して下さい。
 ※電話音声応答による報告は、報告の当日又は翌日に登録されますのでご利用下さい。

NLBC (独) 家畜改良センター

譲受け、譲渡し等の相手先の農家コードをご記入願います。

- ① と畜場又は家畜市場に出荷する場合は、と畜場、家畜市場のコードをご記入願います。
- ② 平成22年4月1日以降に死亡した牛の場合は、牛の死体の譲渡し等をした時の相手先コード(化製場、家畜保健衛生所などのコード)をご記入願います。
- ③ と畜場、家畜市場、家畜保健衛生所のコードは、農林水産省又は家畜改良センターのホームページで確認できます。
 【農林水産省】 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html>
 【家畜改良センター】 <https://www.id.nlbc.go.jp/data/code.html>
- ④ 譲渡し先のコード設定がない場合は、相手先の氏名又は名称及び連絡先(電話番号)をご記入願います。

牛の取引を代行する農協、家畜商であっても、輸送期間を含め1週間以上牛を預かる場合、異動報告が必要です。